

Data and Digital Insights: Vol.12

令和 8 年個人情報保護法改正法案の概要（第 1 回）

2026 年 5 月 7 日

弁護士 笠井 菜穂子

弁護士 南 みな子

2026 年 4 月 7 日、「[個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案](#)」（以下「改正法案」といいます。）が閣議決定されました。改正法が成立すると、公布から 2 年以内に施行するものとされており、実務対応に使える時間はそう多くありません。

本稿では、改正法案の概要を改めて確認しつつ、適正なデータ利活用の推進のための規律として実務上のインパクトが大きいと考えられる、統計作成等の特例、同意取得の例外事由のうち、①本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合、②人の生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合について概観します。

目次

1. 改正法案の概要
2. 統計作成等の特例の新設
3. 同意取得の例外事由の新設 – 本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合
4. 同意取得の例外事由の緩和 – 人の生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合
5. おわりに

1. 改正法案の概要

今回の改正法案では、個人の権利利益の適切な保護を図りつつ、AI 活用をはじめとしたデータ利活用の需要に対応する円滑なデータ連携促進のための規定が新設されます。その具体的な規律は、2026 年 1 月に個人情報保護委員会により公表された、「[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改正方針](#)」（以下「制度改正方針」といいます。）における 4 つの柱（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律、不適正利用等防止、規律遵守の実効性確保のための規律）に基づき、以下の概要資料の通り整備されています。

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

趣旨

デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要が高まっている一方で、個人情報の違法な取扱いにより個人の権利利益が侵害されるリスクも高まっている。これらを踏まえ、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、個人の権利利益の適切な保護を図るとともに、AI活用に資する円滑なデータ連携を促進するための所要の措置を講ずる。

改正内容

1. 適正なデータ利活用の推進

- 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（※）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする。
※ 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。（第30条の2、第31条の3）
- 目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、
 - ・ 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らか取扱いである場合は本人同意を不要とする。
 - ・ 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する。
 - ・ 学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する。（第16条第9項、第18条第3項、第20条第2項、第27条第1項）

2. リスクに適切に対応した規律

- 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人データの利用停止等請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける。（第35条第9項、第10項、第40条の2、第58条の3）
- 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する。（第21条の2、第27条第2項、第35条第7項、第8項）
- データ処理等の委託を受けた事業者について、委託された個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う。（第30条の3、第58条の2）
- 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する。（第26条第2項）

3. 不適正利用等防止

- 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報について、不適正利用及び不正取得を禁止する。（第31条の2）
- 本人の求めにより提供を停止すること等を条件に同意なく第三者提供を可能とする制度（オプトアウト制度）について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する。（第27条第7項）

4. 規律遵守の実効性確保のための規律

- 速やかに違反行為の是正を求めることができるよう命令の要件を見直し、さらに、本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表等の本人の権利利益の保護のために必要な措置をとるよう勧告・命令することも可能とする。（第148条）
- 違反行為を補助等する第三者に対して当該違反行為の中止のために必要な措置等をとるよう要請する際の根拠規定を設ける。（第148条の2）
- 個人情報データベース等の不正提供等に係る罰則について加害目的の提供行為も処罰対象とするとともに法定刑を引き上げ、また、詐欺行為等により個人情報を不正に取得する行為に対する罰則を設ける。（第178条～第180条）
- 経済的誘因のある、大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するため、重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする。（第148条の3～第148条の17）

施行期日

原則として公布の日から起算して2年を超えない範囲内

※ その他、公的部門に対する規律、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」においても、所要の措置（16歳未満の者の個人情報等の取扱い等）を講ずる。

引用：個人情報保護委員会「[個人情報保護法等の一部を改正する法律案について](#)」（2026年4月7日）5頁

2. 統計作成等の特例の新設

現行の個人情報保護法（以下「現行法」といいます。）では、個人データの第三者提供及び要配慮個人情報の取得等には、原則として本人の同意が必要となります（現行法 27 条 1 項、20 条 2 項等）。

この点、改正法案では、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする旨の特例（以下、本項において「本特例」といいます。）が設けられています。

(1) 制度改正方針の内容

制度改正方針では、個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（統計作成等であると整理できる AI 開発等を含む。）にのみ利用されることが担保されていること等を条件に、本人同意を不要とする方針が示されていました。

(2) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の内容

改正法案では、「統計作成等」を、「統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの」と定義した（改正法案 2 条 13 項）上で、（1）記載の制度改正方針の内容を基礎に、特例が設けられています。その概要は以下のとおりです。

【規定の概要】

- ① 統計作成等を行う目的、又は、②の提供を行う目的で現に公開されている要配慮個人情報を取り扱う必要がある場合であって、インターネットの利用等の方法により統計作成等の内容等の事項を公表しているときは、当該現に公開されている要配慮個人情報を本人の同意を得ないで取得することができる（改正法案 30 条の 2 第 1 項）
- ② 提供先の第三者が個人情報又は個人関連情報を統計作成等を行う目的で取り扱う必要がある場合であって、提供元の個人情報取扱事業者又は個人関連情報取扱事業者及び提供先の第三者が、インターネットの利用等の方法により統計作成等の内容等の事項を公表しており、提供元と提供先との間での書面（電磁的記録を含む。）による合意により、当該提供がこの規定によるものである旨が明確に定められているときは、一定の場合を除き、当該個人情報又は個人関連情報の第三者提供にかかる事前の本人同意を不要とする（改正法案 30 条の 2 第 5 項、31 条の 3 第 1 項）
- ③ ①②に関して、要配慮個人情報の取得者及び第三者提供の提供先における統計作成等の内容等の事項は、一定期間継続して公表しなければならない（改正法案 30 条の 2 第 2 項、同 6 項、31 条の 3 第 2 項）
- ④ 一定の場合を除き、①②により取得・提供された個人情報及び個人関連情報は、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならず（改正法案 30 条の 2 第 4 項、同 9 項、31 条の 3 第 5 項）、また、第三者に提供してはならない（改正法案 30 条の 2 第 10 項、同 11 項、31 条の 3 第 6 項、同 7 項）

(3) 検討

ア 現行法上の制約と本特例の新設による実務への影響

(i) 現行法上の要配慮個人情報の取得規制

• AI の開発・学習場面における規制

AI モデルの開発・学習に用いるため、クローリングによりウェブサイト上に公開されている情報を自動的に収集する場合、収集した情報に要配慮個人情報が含まれる場合があります。

この点、現行法上、要配慮個人情報を取得するには、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要があるところ（現行法 20 条 2 項）、クローリングに際して、ウェブサイト上に

公開されている情報の本人から同意を取得することは容易ではありません。また、当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等によって、公開されている場合には、本人の同意なしに要配慮個人情報を取得することができる（現行法 20 条 2 項 7 号）旨の例外規定はあるものの、インターネット上に存在する要配慮個人情報の全てが本人によって公開されているとは限らず、適用場面は限定的です。

(ii) 現行法上の個人データの第三者提供規制

• AI の開発・学習場面における規制

第三者が保有するデータを AI 開発等に利用する場合には、個人データの第三者提供規制の対象となり、原則として、事前に本人の同意を得る必要があります。もっとも、取得済みの個人データについて、改めて本人の同意を取得することは困難であるため、実務上は、学習済みパラメータの作成を第三者に委託するに伴い、個人データを含む学習用データを当該第三者（委託先）に提供するという構成をとることで、本人同意が不要と整理しています（現行法 27 条 5 項 1 号）。

もっとも、この場合、委託先である AI 開発事業者は、委託に伴い提供を受けた個人データをあくまで委託元の利用目的達成に必要な範囲で取り扱う必要があるため、同個人データを自社のために自由に扱うことができず¹、AI 開発等の促進が進まない原因の一つになっていると考えられます。

• AI を利用する場面における規制

AI の開発・学習場面を利用者側から見ると、個人データを含むプロンプトを AI に入力する行為が個人データの第三者提供規制に抵触しないかが問題となります。

この点についても、個人データの取扱いの委託として整理することが多いです。しかし、入力（提供）した個人データが、委託元の利用目的達成に必要な範囲を超えた機械学習に利用されるような場合は、当該 AI ベンダーを委託先と解することはできず、委託による整理も妥当しないこととなります。

(iii) 本特例の新設による実務上の影響

本特例の新設によって、「統計作成等」に該当するような AI 開発等の場面であれば、本人同意なく、Web スクレイピング等による学習データの収集や、企業間での大規模なデータセットの共有ができるようになるため、AI 開発等の促進に資することが期待されます。

¹ この点、委託に伴って提供された個人データについて、委託先は、「委託元の利用目的の達成に必要な範囲内である限りにおいて、委託元から提供された個人データを、自社の分析技術の改善のために利用することができる」とされている（個人情報保護委員会「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」（2025 年 7 月 1 日更新）7-39）ため、委託元が利用しているサービスの機能改善の範囲での AI 学習は現行法においても許容される余地があると考えられる。もっとも、実務上は、「委託元が利用しているサービス」とはどの範囲なのか、といった点で結局解釈上の難しさを残しており、AI 開発を足踏みさせる原因となっていると考えられる。

イ 「統計作成等」の定義について

本特例の適用対象は、「統計作成等」であるところ、「統計作成等」とは「統計の作成その他の大量の情報から当該情報を構成する要素に係る情報を抽出して分類、比較その他の解析を行うことにより、当該大量の情報の傾向又は性質に係る情報（個人に関する情報であるものを除く。）を作成する行為のうち、個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものをいう」と定義されています。

当該定義上、「個人に関する情報であるものを除く」とされており、本特例が適用されるためには、作成された成果物において特定の個人との関係が排斥されている必要があります。

この点、一般的な AI の開発は、大量のデータから学習用データを準備し、当該学習用データから一定の規則を抽出し、目的のために必要なパラメータが規定された学習済みモデルを生成して行われます。そのため、当該パラメータは、学習済みモデルにおいて、特定の出力を行うために調整された処理・計算用の係数であり、「個人に関する情報」には該当せず、そのようなパラメータを得る行為は、本特例の適用対象となると考えられます。

一方、「個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして個人情報保護委員会規則で定めるものという」との限定がされていることからすると、特異なデータ群の分析や、元のデータ数が極めて少ないような統計の取り方を行う場合、形式的には統計の作成行為に当たるとしても、作成された成果物は引き続き「個人に関する情報」に該当し得、個人の権利利益侵害のおそれもあることを理由に、本特例の適用対象とならない可能性があると考えられます。

本特例の具体的な適用の有無は、個人情報保護委員会規則の内容によるためですので、当該規則の制定が待たれます。

ウ 本特例に基づき必要となる対応

仮に統計作成等に該当する場合、本人同意なく要配慮個人情報の取得及び個人データ・個人関連情報の第三者提供を実施するためには、それぞれ以下の対応が必要となります。以下の義務に反した場合には、指導・勧告・是正命令等の対象になり得ることに加え、本人からの利用停止等の請求を受ける可能性もあります。特に、利用範囲の制限、第三者提供の禁止にかかる違反は、改正法案で導入された課徴金の対象となるため、十分な注意が必要です（改正法案 148 条の 3 から 148 条の 17）。

<要配慮個人情報の取得者>

フェーズ	義務	内容
取得前	公表義務	統計作成等の内容等をウェブ等で公表

取得後	継続的公表義務	対象情報（統計作成等用要配慮個人情報等）を取り扱う期間中、公表を継続
	利用範囲の制限	公表した統計作成等の範囲を超えた利用を禁止
	第三者提供の禁止	第三者提供を禁止（委託、共同利用等一定の場合を除く）
	安全管理措置 従業者の監督 委託先の監督	対象情報が個人データに該当しない場合も、安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督を行う

<個人データ・個人関連情報の提供元>

フェーズ	義務	内容
提供前	公表義務	提供元・提供先の氏名又は名称、統計作成等の内容等をウェブ等で公表
提供時	書面合意	提供先との間で、本特例に基づく提供である旨を書面（電磁的記録を含む）で合意

<個人データ・個人関連情報の提供先>

フェーズ	義務	内容
提供前	公表義務	提供先・提供元の氏名又は名称、統計作成等の内容等をウェブ等で公表
提供時	書面合意	提供元との間で、本特例に基づく提供である旨を書面（電磁的記録を含む）で合意
提供後	継続的公表義務	対象情報（提供統計作成等用個人情報等）を取り扱う期間中、公表を継続
	利用範囲の制限	公表した統計作成等の範囲を超えた利用を禁止
	第三者提供の禁止	第三者提供を禁止（委託、共同利用等一定の場合を除く）
	安全管理措置 従業者の監督 委託先の監督	対象情報が個人データに該当しない場合も、安全管理措置、従業者の監督、委託先の監督を行う

3. 同意取得の例外事由の新設－本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合

現行法では、目的外利用、要配慮個人情報の取得及び第三者提供を行う場合には、原則として本人の同意が必要となります（現行法 18 条 1 項、20 条 2 項、27 条 1 項）。

この点、改正法案では、目的外利用、要配慮個人情報の取得及び第三者提供に関する規制について、取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は、本人同意を不要とする旨の例外（以下、本項において「本例外事由」といいます。）が設けられています。

(1) 制度改正方針の内容

制度改正方針では、目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は、本人同意を不要とする方針が示されていました。

(2) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の内容

改正法案では、（1）記載の制度改正方針の内容を基礎に、目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規制について、現行法 18 条 3 項、20 条 2 項、27 条 1 項の各号に定める例外事由を新設しています。

【規定の概要】

本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合その他当該個人情報等の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合は、本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供することができる（改正法案 18 条 3 項 7 号、20 条 2 項 7 号、27 条 1 項 8 号）

(3) 検討

ア 現行法上の制約と本例外事由の新設による実務への影響

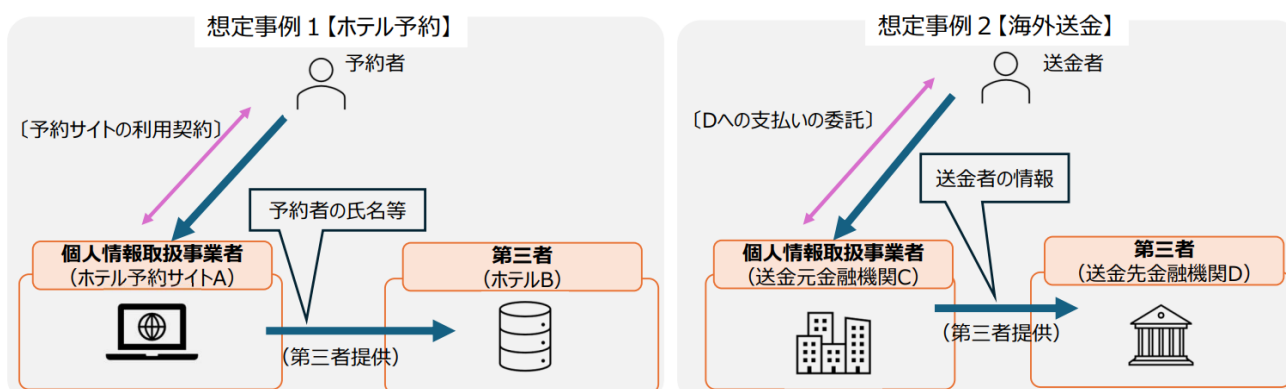
現行法では、本人が必要としていたり、少なくとも予見できるような個人情報の目的外利用や要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供であっても、原則として本人の同意が必要となります。これらのケースは実質的に本人の権利利益を侵害するおそれの低い取扱いであるにもかかわらず、同意取得にかかる実務上の負担が指摘されていました。

この点、本例外事由の新設により、少なくとも、「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合」及び「その他当該個人情報等の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」には、本人同意取得が不要となる旨が明文化されま

した。規則の改正により、本人同意が不要となる場面がより明確化されることが期待されます。

イ 本例外事由の適用範囲

- 本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合



引用：個人情報保護委員会「[個人情報保護法等の一部を改正する法律案について](#)」（2026年4月7日）7頁

「本人との間の契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合」に該当するケースとして、「[個人情報保護法等の一部を改正する法律案について](#)」では、想定事例として、本人が、事業者Aの運営するホテル予約サイトで事業者Bのホテルの宿泊予約を行ったため、事業者Aが事業者Bに対して当該本人の氏名等を提供する場面が挙げられています。また、海外送金の委託を受けた金融機関が海外送金を行うために、送金者の情報を送金先の金融機関に提供する例も提示されています。これらの場合には、本人との契約履行にあたり、本人の契約の相手方事業者において当該本人の情報を取り扱うことが必要であり、また、本人にとって当該取扱いを容易に予見できることから、本人の権利利益を侵害する可能性も極めて低く、本例外事由の適切な適用場面であると考えられます。

- 取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合

「その他当該個人情報等の取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合として個人情報保護委員会規則で定める場合」に具体的にどのようなケースが該当するのかは、規則の改正によって明らかにされることとなりました。

SNS上の情報などインターネット上に公開されていて不特定多数の者からのアクセスが許容されている情報や不特定多数に交付される名刺に記載されている情報などについて、

「本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合」に含めるべきとの議論もあったところであり²、規則の改正が待たれます。

なお、EU の GDPR においては、個人データの処理（第三者提供を含む。）には一定の正当化根拠が必要となるところ、当該正当化根拠として「データ主体が契約当事者となっている契約の履行のために取扱いが必要となる場合」や「管理者によって、又は、第三者によって求められる正当な利益の目的のために取扱いが必要となる場合」が規定されています（GDPR6 条 1 項）。本例外事由の導入により、GDPR 類似の考え方を取り入れた合理的な実務運用が期待されているところですが、文言上「必要やむを得ない」³と規定されていることが、どのような影響を及ぼすのかについては、引き続き注視が必要です。

4. 同意取得の例外事由の緩和－人の生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合

現行法では、目的外利用、要配慮個人情報の取得及び第三者提供を行う場合には、原則として本人の同意が必要となります（現行法 18 条 1 項、20 条 2 項、27 条 1 項）。

ただし、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（生命身体財産例外）や、公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合（公衆衛生例外）には、「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件を満たすことを条件に、本人同意なく上記の取扱いを行うことができます（現行法 18 条 3 項 2 号、同 3 号、20 条 2 項 2 号、同 3 号、27 条 1 項 2 号、同 3 号）。

もっとも、「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件は、本人の連絡先が不明等により、本人の同意を得ることが物理的にできない場合や、本人の連絡先の特定のための費用が極めて膨大で時間的余裕がない等の場合に該当するとされており⁴、例えば感染症対策の現場において迅速な情報共有が求められる場面でも、同意取得の困難性が認められないとして例外適用が否定されるリスクがあり、実務上の障壁となっていました。

(1) 制度改正方針の内容

制度改革方針では、生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する方針が示されていました。

² 個人情報保護委員会「『[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の今後の検討の進め方](#)』に対して寄せられた意見の概要」19 頁

³ 当初、この点は「契約の履行のために必要不可欠な場合」として検討されていたが（個人情報保護委員会「[個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について](#)」（2025 年 2 月 5 日））、個人情報保護委員会「『[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の今後の検討の進め方](#)』に対して寄せられた意見の概要」18-19 頁においては、本例外事由の趣旨からすると「不可欠」要件は過剰、GDPR においても「不可欠」であることは求められていない、といった意見が寄せられていたところであり、これらも踏まえて文言が調整されたことが推察される。

⁴ 個人情報保護委員会「『[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン](#)』に関する Q&A」（2025 年 7 月 1 日更新）2-13

(2) 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案の内容

改正法案では、生命身体財産例外及び公衆衛生等例外について、同意取得困難性要件を緩和する改正が行われています。

【規定の概要】

生命・身体・財産の保護のために必要がある場合、または公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合において、「本人の同意を得ることが困難であるとき」に加え、「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」も、本人の同意なく目的外利用、要配慮個人情報の取得、個人データの第三者提供が可能となる（改正法案18条3項2号、同3号、20条2項2号、同3号、27条1項2号、同3号）

(3) 検討

ア 現行法上の制約と本例外事由の緩和による実務への影響

現行法の「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件は、本人と連絡が取れない場合や意識不明の場合など、文字どおり同意取得が物理的・事実上困難な場面を主に想定したものと解されることで、適用範囲が限定的でした。

改正法案では「その他本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」が追加されたことにより、物理的な同意取得困難性が必ずしも認められない場合であっても、同意を得ないことに相当の理由があると言えれば、例外適用が認められる余地が生まれると考えられます。

イ 「相当の理由」の解釈と実務上の留意点

「相当の理由」という文言は、今回の改正で民間部門向けの規定には初めて導入されるものですが、公的部門の規律においては既に用いられている概念です。具体的には、行政機関等が保有個人情報を他の行政機関等に提供する場合の例外的な要件として、「保有個人情報の提供を受ける者が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」との規定が置かれており（現行法69条2項3号）、同規定の解釈・運用の蓄積が、民間部門における改正法案の「相当の理由」の解釈においても一定の参考にされ得ると考えられます。

公的部門における「相当の理由があるとき」については、「行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる」とした上で、①保有個人情報の性質・内容、②提供元の利用目的と提供先の利用目的との関連性、③利用の必要性、④利用の態様、⑤これらから想定される本人への影響の程度等を総合的に勘案して個別に判断するものとされています⁵。

当該解釈を参考とすると、改正法案における「本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」は、本人の同意を得ないことについて、客観的にみて合理的な理由がある

⁵ 個人情報保護委員会事務局「[個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）](#)」4-5-2

ことが必要とされる可能性があり、現状は、「本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置（氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等）が講じられており、本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがないといえる場合等」が想定⁶されています。

また、本改正はあくまで同意取得困難性要件を緩和するものであり、生命身体財産例外・公衆衛生等例外の適用にあたって引き続き必要となる「人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合」「公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合」という目的要件自体は変更されていません。しかし、この目的要件は、医療・公衆衛生・災害対応等の場面では比較的充足しやすいものであり、「相当の理由」の解釈がガイドライン等によって今後明確化されていけば、これまで同意取得の困難性を理由に情報提供に踏み切れなかった場面においても、適切な個人情報の共有が可能となることが期待されます。

5. おわりに

今回の改正法案は、AI・データ利活用の促進に向けた各種規律の見直しと、課徴金制度の導入をはじめとする執行強化を一体的に整備するものです。本稿では、改正の全体像と、データ利活用に直結する主要項目（統計作成等の特例、本人の意思に反しない場合の例外事由の新設、生命身体財産例外・公衆衛生例外における同意取得困難性要件の緩和）を解説しました。

次稿以降では、子どもの個人情報・顔特徴データに関する規律、委託先事業者の義務の明確化、課徴金制度の詳細など、本稿で言及できていない改正項目について引き続き解説してまいります。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。

⁶ 個人情報保護委員会「[個人情報保護法等の一部を改正する法律案について](#)」（2026年4月7日）8頁